

福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市場関係者が鮮魚市場内で使用しているエンジン式構内運搬特殊自動車（以下「エンジン車両」という。）を電動式構内運搬特殊自動車（以下「電動車両」という。）へ更新する場合に、その経費の一部を補助することにより鮮魚市場内のエンジン車両の電動車両への更新を推進し、排気ガスを低減することで、鮮魚市場の高度な衛生管理体制の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「鮮魚市場」とは、福岡市中央卸売市場鮮魚市場をいう。
- (2) 「市場関係者」とは、福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第59号）に定める卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者のほか鮮魚市場内で市場に資する業務を行っている者をいう。
- (3) 「構内運搬特殊自動車」とは、フォークリフト及びターレットをいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 鮮魚市場において、現に業務を営む市場関係者
- (2) 前号に掲げる市場関係者で組織する団体
- (3) 前各号のほか市長が認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がある者（市長が特に認める場合を除く。）
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 法人でその役員のうち前号に該当する者のある者
- (4) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれに

も該当するエンジン車両の電動車両への更新とする。

- (1) 前条第1項に定める補助対象者が、平成29年4月1日現在において、福岡市中央卸売市場鮮魚市場特種自動車規制要綱に定める登録証の交付を受けているエンジン車両を電動車両へ更新する場合であること。
- (2) 鮮魚市場において平成29年4月1日以降に購入又はリースが開始され、鮮魚市場で使用されるものであること。
- (3) リース契約については契約期間が4年以上であること。
- (4) 購入については、平成31年3月31日までに納車が完了すること、リースについては、平成31年3月31日までにリース契約締結が完了すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金を交付する対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助限度額は、別表1に定めるところとし、補助金の額は予算の範囲内で市長が決定する。

2 補助金の額に十円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に対し補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、リース契約における次年度以降の交付申請の際は、第1号及び第7号に係る書類の提出は要さない。

- (1) 補助対象事業に関する事業計画を明示した書類
- (2) 事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 購入又はリース契約を行う電動車両の仕様及び金額を証する書類
- (4) 法人の場合は役員名簿
- (5) 財務諸表の写し
- (6) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
- (7) 中古車の場合は中古車であることが確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の申請にあたり、暴力団の排除に関し警察への照会を行うため、申請者に対し当該申請者(法人であるときは、その役員)の氏名、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令で定めるところに違反しないか、補助事業の内容が適正であるか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、第8条第1項により補助金交付決定を受けた者（以下、「補助金交付対象者」という。）が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金を受けて購入又はリースした電動車両を、鮮魚市場以外で使用していることが判明したとき
- (3) 補助対象事業の全部又は一部を中止したとき
- (4) 補助金交付申請書（様式1号）に記載された予定期間に補助対象事業を実施しないとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令、本市の条例若しくは規則、この要綱又はこれらに基づく市長の命令若しくは指示に違反したとき
- (6) 補助金交付対象者が、第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付対象者は、事業が完了したときは、速やかに、事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書（様式第6号）
- (2) 購入にあたっては領収書の写し、リース契約にあたっては当該契約書の写し及びリース料金の支払いを確認できるもの
- (3) 福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第5条第1項第2号に規定する電動車両であることが分かるもの
- (4) 事業の経過又は成果を証する書類等市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付対象者に補助金確定通知書（様式第7号）をもって通知しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による補助金確定通知書（様式第7号）を受けた者は、速やかに福岡市会計規則による請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金)

第14条 補助金交付対象者は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金

の受領の日から返還納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還納付した場合におけるその後の期間については、その額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で加算した加算金を市に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第 15 条 補助金交付対象者は、購入又はリース契約の締結の日から 4 年を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金交付対象者は、前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式第 9 号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前項の申請を受けた場合においては、その処分が適切かどうかを確認し、適切であると認めたときは、財産処分承認書（様式第 10 号）をもって通知するものとする。

4 前号の規定により、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合、補助金交付対象者は、その収入の金額が補助金の額を上回るときは当該補助金の全額を、また、その収入の金額が補助金の額を下回るときは当該収入の全額を市に納付するものとする。

（委任）

第 16 条 この要綱の規定に基づく補助金の申請、実績報告及び請求等の事務については、委任状（様式第 11 号）の提出により、第三者に委任することができる。

（関係書類の整備）

第 17 条 補助金交付対象者は、補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

（地位の継承）

第 18 条 補助金交付対象者に係る合併、分割又は譲渡その他の事由により、補助対象事業の認定又は交付決定を受けた事業若しくはその対象事業によって取得した物件または権利を承継しようとする者は、市長の承認を得て、補助金交付対象者の地位を承継することができる。

（その他）

第 19 条 この要綱の施行について必要な事項及びこの要綱によりがたい場合の措置については、農林水産局長が別に定める。

別表1（第6条関係）

区 分	補助対象経費	補助限度額	
1 電動フォークリフトの購入	車両本体購入費又はリース料金（消費税及び	1台につき25万円とする	ただし、補助対象経費の1/5を超える場合、補助対象経費の1/5の額とする。
2 電動フォークリフトのリース	地方消費税の額を除く） ただし、次の各号に掲げる経費を除く	1台につき月額リース料金5,200円とし、48月を超えないものとする	
3 電動ターレットの購入	1 契約手続等に要する経費	1台につき10万円とする	
4 電動ターレットのリース	2 燃料費 3 その他補助対象とすることが適当でないと市長が認める経費	1台につき月額リース料金2,080円とし、48月を超えないものとする	

別表2（第10条関係）

区分	実績報告書の提出期日
購 入	納車された日が属する月の翌月の15日まで
リース	4月から翌年3月までの実績を翌年度の4月末日まで ただし、年度の途中で補助対象期間が終了する場合は、終了した月の翌月末日まで

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期 間)

- この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
団体名
フリガナ
代表者氏名 印
生年月日
主な事業内容

福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助対象事業の目的 ()

2. 補助対象事業の内容

(1) 購入(リース) 予定車種及び予定金額等 (※現在使用するエンジン式車両を裏面に記載すること)

① 購入

車種	見積金額(1台あたり)	台数	合計金額
電動フォークリフト	円	台	円
電動ターレット	円	台	円

② リース(総額)

車種	見積金額(1台あたり)	台数	合計金額
電動フォークリフト	円	台	円
電動ターレット	円	台	円

(2) 購入予定日又はリース予定期間

① 購入 平成 年 月 日

② リース 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの カ月

(3) 補助金交付申請予定額(消費税額を除く)

① 購入 円

② リース 平成 年度支払額 円 (月額 円)

3. 暴力団排除措置に関する同意

申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき(申請者が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。)は、市長が補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の全部又は一部を取り消すことについて同意します。

4. 添付書類

- ① 補助対象事業に関する事業計画を明示した書類
- ② 事業収支予算書(様式第2号)
- ③ 購入又はリース契約を行う予定の電動車両の仕様及び金額を証する書類(見積書等)
- ④ 法人の場合は役員名簿(フリガナ、生年月日付)
- ⑤ 財務諸表の写し
- ⑥ 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書
- ⑦ 中古車の場合は中古車であることが確認できる書類

※その他必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

【現在使用しているエンジン式車両の登録番号】

今回、電動車両と入替える対象車両の特殊自動車登録証に記載された登録番号を下記表に記入してください。

	登録番号	車両の種類（該当に○を付けてください）		登録番号	車両の種類（該当に○を付けてください）
1		フォークリフト・ターレット	16		フォークリフト・ターレット
2		フォークリフト・ターレット	17		フォークリフト・ターレット
3		フォークリフト・ターレット	18		フォークリフト・ターレット
4		フォークリフト・ターレット	19		フォークリフト・ターレット
5		フォークリフト・ターレット	20		フォークリフト・ターレット
6		フォークリフト・ターレット	21		フォークリフト・ターレット
7		フォークリフト・ターレット	22		フォークリフト・ターレット
8		フォークリフト・ターレット	23		フォークリフト・ターレット
9		フォークリフト・ターレット	24		フォークリフト・ターレット
10		フォークリフト・ターレット	25		フォークリフト・ターレット
11		フォークリフト・ターレット	26		フォークリフト・ターレット
12		フォークリフト・ターレット	27		フォークリフト・ターレット
13		フォークリフト・ターレット	28		フォークリフト・ターレット
14		フォークリフト・ターレット	29		フォークリフト・ターレット
15		フォークリフト・ターレット	30		フォークリフト・ターレット

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	備 考
自己資金		
借入金		
市補助金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

	費 目	予 算 額	備 考
補助 対象 経費			
補助 対象 外 経費			
	合 計		

補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印

平成 年 月 日付で申請があった補助金交付申請について、福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助対象事業名 福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業
2. 補助対象事業に係る交付予定額
 - ① 購入 円
 - ② リース 平成 年度支払額 円（月額 円）
3. 付記事項

【補助条件】

- (1) 補助対象事業の内容、又は事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けべきこと。
- (2) 補助対象事業を中止する場合においては、市長の承認を受けべきこと。
- (3) この決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この決定通知書受領の日から60日以内とする。
- (4) 福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱並びに福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

補助金交付決定（一部）取消通知書

第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印

平成 年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定をした事業については、福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第9条第1項に該当するので、補助金の交付の決定（の一部）を取り消す。

記

1. 交付決定の取消理由

福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第9条第1項第 号に該当するため。

2. 交付決定の取消の内容

既交付決定額	取消額	今回交付決定額
円	円	円

事業実績報告書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者氏名

印

平成 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業名 福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業

2. 補助対象事業の実績

(1) 購入（リース）した車種及び契約金額等

① 購入

車種	購入金額（1台あたり）	台数	合計金額
電動フォークリフト	円	台	円
電動ターレット	円	台	円

② リース（リース期間の総額）

車種	契約金額（1台あたり）	台数	合計金額
電動フォークリフト	円	台	円
電動ターレット	円	台	円

(2) 購入日又はリース契約日及び期間

① 購入 平成 年 月 日

② リース 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの カ月

(3) 補助金交付申請額（消費税額を除く）

① 購入 円

② リース 平成 年度分 円（ カ月）

3. 添付書類

(1) 事業収支計算書（様式第6号）

(2) 購入にあたっては領収書の写し、リース契約にあたっては当該契約書の写し及びリース料金の支払を確認できるもの。

(3) 福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第5条第1項第2号に規定する電動車両であることが分かるもの（特殊自動車登録証の写し等）。

※その他必要に応じて別途書類の提出を求め場合があります。

事業収支計算書

1 収入の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	備 考
自己資金		
借入金		
市補助金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

	費 目	予 算 額	備 考
補助対象経費			
補助対象外経費			
	合 計		

補助金確定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定をした事業については、その成果が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に適合するものと認め、交付する補助金の額を決定したので、福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 交付決定額

- ① 購入 円
② リース 平成 年度分 円（ カ月）

2. 付記事項

【注意事項】

- (1) 福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱並びに福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

補助金返還命令書

第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印

平成 年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定（の一部）を取り消した事業については、福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 是正すべき事項

2. 返還金額 円

3. 返還期日 平成 年 月 日

財 産 処 分 申 請 書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業に係る取得財産を処分したいので、福岡市鮮魚市場高度衛生管理推進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産

(1) 車種及び車両番号

(2) 登録番号

(3) 補助金交付決定日及び番号 平成 年 月 日 第 号

2. 処分の内容

3. 処分しようとする理由

4. 処分の相手方の住所及び氏名 (または名称)

5. 処分の相手方の利用計画

6. 処分しようとする財産の取得に要した費用に関する明細

財 産 処 分 承 認 書

第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長 印

平成 年 月 日付で申請のあった福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業に係る財産の処分について、福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1. 財産処分の内容

2. 処分に関する条件等

委任状

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

【委任者】

所在地

名称

代表者氏名

印

福岡市鮮魚市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記の者を代理人と定め、下記に関する一切の権限を委任します。

記

1. 委任する内容

2. 代理人【受任者】

上記内容について受任いたします。

なお、この受任事務に関して知り得た委任者に係る個人情報等については、当該補助金の交付に係る事務のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

印